

(宛先) 高浜市長

高浜市子育てのための施設等利用給付金請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項及び高浜市子育てのための施設等利用給付金支給要綱第4条第1項の規定に基づき、施設等利用給付金の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用給付金の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、高浜市内に居住していることを高浜市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを高浜市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を高浜市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を高浜市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	電話：		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 新第2号 <input type="checkbox"/> 新第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
「請求月(初月)の初日」～「請求月(最終月)の月末」の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和 年 月 日

3. 施設等利用給付金請求金額

請求金額				円
請求内訳				
請求する 年月分①	年 月分	左の対象月の 合計金額		円
請求する 年月分②	年 月分	左の対象月の 合計金額		円
請求する 年月分③	年 月分	左の対象月の 合計金額		円

※施設等利用給付金は月ごとに算出し、原則、四半期ごと(対象月4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)に支払いますので四半期ごとの区分で記載してください。裏面の「6」金額と一致します。

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	
		口座名義(カタカナ)
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します(※マイナンバーを利用した公金受取口座登録済の方のみ)		

※請求者と同一名義の口座をお願いします。

<裏面も記入して下さい>

(裏)

5. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

6. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用給付金の償還払い請求の内訳

利用年月日 ※3	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※6	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※3 施設等利用給付金は月ごとに算出し、原則、四半期ごと（対象月4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に支払います。

※4 「認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)」及び「一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)」を証明する領収証等と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。

※5 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下切り捨て）

※6 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数